

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 |
|--------------|---|--|
| 【例規】 例規 1 | 1 | <p>江戸川区防災会議条例</p> <p>・ 第三条第6項 前項の委員の総数は、<u>九十五</u>人以内とする。</p> <p>・ <u>付 則(令和五年三月三〇日条例第一八号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(任期の特例)</u> <u>2 この条例の施行に伴い新たに任命し、又は委嘱される委員(第三条第五項第六号の委員に限る。)の任期は、同条第七項の規定にかかわらず、令和六年六月三十日までとする。</u>を追加</p> |
| 例規 2 | 2 | <p>江戸川区防災会議運営規定 (委員)</p> <p>第2条 条例第3条第5項第2号に定める委員のうち、<u>江戸川区の職員及び教育委員会の職員並びに</u>同項第6号に定める自主防災組織を構成する者又は学識経験者は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(会議の公開等)</u> <u>第5条 会議は、公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)の定員は、5人以内とする。</u></p> <p><u>3 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</u> <u>(1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。</u> <u>(2) 前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p><u>4 傍聴人が、前項各号の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</u>を追加</p> <p>・ 第5条を<u>第6条</u>、第6条を<u>第7条</u>、第7条を<u>第8条</u>に変更</p> |
| | 3 | <p>・ <u>付 則(令和4年10月12日要綱第149号)</u> <u>この要綱は、令和4年10月12日から施行する。</u>を追加</p> |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番号 | 頁 | 内容 |
|-----|---|---|
| 例規4 | 5 | <p>江戸川区災害対策本部条例施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2条第3項 <ul style="list-style-type: none"> 「避難指示(緊急)、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始の発表」 「避難指示(削除)又は(削除)高齢者等避難(削除)の発表」 第七条 本部長は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の七第一項に規定する指定避難所(水害時における待避施設を含む。)に、避難所開設職員を置く。 <ul style="list-style-type: none"> 2 避難所開設職員は、本部長があらかじめ指定する。 3 前項に定めるもののほか、避難所開設職員について必要な事項は、本部長が定める。を追加 <p>・第七条を第八条に追加</p> |
| | 6 | <ul style="list-style-type: none"> 付 則(令和四年三月三十一日規則第五〇号) この規則は、令和四年四月一日から施行する。 付 則(令和四年八月三十一日規則第七二号) この規則は、令和四年九月一日から施行する。を追加 |
| 例規5 | 7 | <p>江戸川区災害対策本部運営要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2条第1項 <ul style="list-style-type: none"> 「災害」とは、災害対策基本法」 「(1)災害 災害対策基本法」 「(2)一般職員 常勤の一般職の職員をいう。」を追加 「(3)再任用職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の41項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。」を追加 「(4)会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。」を追加 「(5)全ての職員 一般職員、再任用職員及び会計年度任用職員をいう。」を追加 第3条第1項 <ul style="list-style-type: none"> 「江戸川区(以下(区)という。)に勤務する全ての職員」の後に、 「(第8条第3項の特別非常配備態勢の場合にあっては、同項ただし書きに規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員を除く。)」を追加 |
| | 8 | <ul style="list-style-type: none"> 第8条第1項2号 <ul style="list-style-type: none"> ウ 人員配置 <ul style="list-style-type: none"> 「全職員とする」を「全ての職員とする」に変更 |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 |
|-----|----|---|
| | 9 | <p>・第8条第3項 「全職員」を「<u>全ての職員</u>」に変更 <u>「ただし、会計年度任用職員(あらかじめ当該参集をすることを承諾した者に限る。)については、所属する部長の命により、必要に応じて参集するものとする。」</u>を追加</p> <p><u>付 則(令和3年6月1日要綱第150号)</u> <u>この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>付 則(令和4年4月1日要綱第38号)</u> <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>付 則(令和5年4月1日要綱第29号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この要綱による改正後の江戸川区災害対策本部運営要綱の規定を適用する。</u>を追加</p> |
| 例規6 | 12 | <p>江戸川区水防業務要綱</p> <p>・第5条第1項2号 「避難指示(緊急) 避難勧告または避難準備・高齢者等避難開始の発表の進言に関すること。」を <u>「避難指示又は高齢者等避難の発表の進言に関すること。」</u>に変更</p> <p>12</p> <p>・第6条第1項3号 「庶務班、情報収集班、工務班及び防災班及び公園班の各指揮者及び副指揮者(本部長等)」を <u>「庶務班、情報収集班、工務班、防災班及び公園班の各指揮者及び副指揮者(本部長等)」</u>に変更</p> <p>13</p> <p>・第12条2項 「若しくは」を「<u>又は</u>」に変更</p> <p>・<u>第17条</u> <u>(公園の管理)「水防活動のうち、公園(江戸川区立公園条例(昭和32年12月江戸川区条例第16号)第1条の2第1号に規定する公園をいう。)に係る</u></p> |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番号 | 頁 | 内容 |
|----------------------|----|--|
| | | <p>ものについては、環境部長が統括する。」を追加</p> <p>・17条を18条に変更し、 「本部の通信の運用管理」を「情報の集約及び発信について」に変更 「経営企画部長」をSDGs推進部長に変更</p> <p>13.14 ・第18条を第19条、第19条を第20条、第20条を第21条に変更</p> |
| 例規9 | 21 | <p>江戸川区防災行政無線局管理運用要綱 付 則(令和4年4月1日要綱第65号) この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 付 則(令和5年4月1日要綱第107号) この要綱は、令和5年4月1日から施行する。を追加</p> |
| 【参考資料】 資料1 | 37 | <p>江戸川区防災会議委員名簿 7「東京水道(株)水道局江戸川営業所長」を「東京都水道局東部第一支所長」に変更</p> |
| | 38 | <p>6.1 「江戸川消防団元分団長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.2 「葛西消防団第6分団長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.3 「小岩消防団第3分団副分団長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.4 「江戸川防火防災協会女性の会会長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.5 「葛西防火防災協会女性の会会長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.6 「小岩防火防災協会女性防火組織部長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.7 「東婦会会長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.8 「はとの会会長(第6号委員)」を追加</p> <p>6.9 「葛西自治連女性連絡部会部会長(第6号委員)」を追加</p> <p>7.0 「江戸川区民生・児童委員協議会 小松川第二地区民生・児童委員協議会会長(第6号委員)」を追加</p> |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 |
|-----|---|---|
| | | <u>7.1</u> 「東京都助産師会江戸川地区分会副会長（第6号委員）」を追加 |
| | | <u>7.2</u> 「(特非)手をとりにあつてつなく命 理事長（第6号委員）」を追加 |
| | | <u>7.3</u> 「(特非)首都圏防災士連絡会（第6号委員）」を追加 |
| | | <u>7.4</u> 「都立鹿本学園 PTA 会長（第6号委員）」を追加 |
| | | <u>7.5</u> 「江戸川区景観審議会委員（第6号委員）」を追加 |
| | | 6.1 「日本郵便(株)江戸川郵便局長」を <u>7.6</u> 「日本郵便(株)江戸川郵便局長」に変更 |
| | | 6.2 「日本郵便(株)小岩郵便局長」を <u>7.7</u> 「日本郵便(株)小岩郵便局長」に変更 |
| | | 6.3 「日本郵便(株)葛西郵便局長」を <u>7.8</u> 「日本郵便(株)葛西郵便局長」に変更 |
| | | 6.4 「JR東日本新小岩保線技術センター所長」を <u>7.9</u> 「JR東日本新小岩保線技術センター所長」に変更 |
| | | 6.5 「東京電力パワーグリッド(株)江東支社長」を <u>8.0</u> 「東京電力パワーグリッド(株)江東支社長」へ変更 |
| | | 6.6 「NTT 東日本-南関東東京事業部東京東支店長」を <u>8.1</u> 「 <u>東日本電信電話(株)東京東支店長</u> 」に変更 |
| | | 6.8 「東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所長」を <u>8.3</u> 「東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所長」に変更 |
| | | 6.9 「首都高速道路(株)東京東局土木保全部長」を <u>8.4</u> 「 <u>首都高速道路(株)東京東局副局長</u> 」に変更 |
| | | 7.0 「(一社)江戸川区医師会長」を <u>8.5</u> 「(一社)江戸川区医師会長」に変更 |
| | | 7.1 「(一社)東京都トラック協会江戸川支部長」を <u>8.6</u> 「(一社)東京都トラック協会江戸川支部長」に変更 |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 |
|-----|--|---|
| 資料2 | | 7 2 「東京地下鉄(株)浦安駅務管区長」を 8.7 「東京地下鉄(株)浦安駅務管区長」に変更 |
| | | 7 3 「京成電鉄(株)京成高砂駅長」を 8.8 「京成電鉄(株)京成高砂駅長」に変更 |
| | 4 0 | 地区別施設活用一覧表 ・小松川・平井地区 <u>避難所</u> 「 小松川中 」を追加 「小松川一中」を「 旧小松川一中 」に変更 「 小松川二中(夜間・平井3) 」を削除 「小松川三中」を「 旧小松川三中 」に変更 <u>避難場所</u> 「 大島小松川公園、荒川河川敷 」を削除 「 亀戸・大島・小松川地区 」を追加 |
| | 4 1 | ・中央地区 <u>避難所</u> 「二松江小」を「 旧二松江小 」に変更 <u>避難所補完施設</u> コミュニティ会館に「 松島 」を追加 <u>避難場所</u> 「 平井大橋地区 」を追加 |
| | 4 2 | ・葛西地区 <u>避難所</u> 「二之江三小」を「 旧二之江三小 」に変更 |
| 4 3 | ・小岩地区 災害時活用計画に「 健康部本部(生活衛生) 」、施設名称に「 江戸川保健所生活衛生課 」、主な活用内容に「 生活衛生活動、防疫活動の調整及び指示拠点 」の追加 <u>避難所</u> 「 下小岩二小 」の削除 <u>避難場所</u> 「 江戸川緑地一帯 」を削除 「 柴又野球場・都営高砂団地一帯 」を追加 | |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 | |
|-----|-----|---|---|
| 資料3 | 4 4 | ・ 東部地区 避難所 「 <u>下鎌田西小</u> 」の削除 | |
| | 4 5 | ・ 鹿骨地区 避難場所 「 <u>江戸川緑地一帯</u> 」を削除 | |
| | 4 6 | 避難所一覧表(小・中学校) ・ 各校の「収容可能人員」「給食能力(食)」を最新地に変更 短期収容可能人員 276,195 人 <u>272,537 人</u> 長期収容可能人員 138,098 人 <u>136,539 人</u> 給食能力(食) 205,380 食 <u>208,260 食</u> | |
| 資料4 | 5 0 | 避難所補完施設一覧表(小・中学校以外) 「 <u>松島コミュニティ会館</u> 」の追加 | |
| | 5 1 | 協力協定団体の避難所一覧表 「 <u>都立城東職業能力開発センター江戸川校</u> 」を追加 | |
| 資料5 | 5 3 | 福祉避難所予定施設一覧表 ・ 記載の変更(5個所) 32「江戸川さくらの杜」を「 <u>タムスさくらの杜 江戸川</u> 」に変更 34 第三みどりの郷連絡先を「3674 - 8081」から「 <u>3655 - 8177</u> 」に変更 39「春江さくらの杜」から「 <u>タムスさくらの杜 春江</u> 」に変更 43 ライフコミュニオン西葛西連絡先「6808 - 6026」から「 <u>5667 - 6090</u> 」に変更 45「デイサービスうりぼうくらぶ」から「 <u>脳トレ麻雀デイサービス・ウェルチャオ平井</u> 」に変更 47「 <u>タムスさくらの杜 南葛西</u> 」を追加 48「 <u>ニチイホーム西葛西</u> 」を追加 | |
| | 資料6 | 5 4 | 緊急医療救護所位置図 ・ 記載の変更(1個所) 「岩井整形外科内科病院」を「 <u>岩井整形外科病院</u> 」に変更 |
| | 資料7 | 5 5 | 緊急医療救護所一覧表 ・ 記載の変更(2個所) 「岩井整形外科内科病院」を「 <u>岩井整形外科病院</u> 」に変更 「小松川第一中学校」を「 <u>(旧)小松川第一中学校</u> 」に変更 |
| | 資料8 | 5 8 | 緊急医療救護所位置関係図 ・ 記載の変更(2個所) |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番号 | 頁 | 内容 |
|------|----|---|
| | | 「岩井整形外科内科病院」を「 岩井整形外科病院 」に変更 「小松川第一中学校」を「 (旧)小松川第一中学校 」に変更 |
| 資料9 | 62 | 備蓄物資一覧表 ・各備蓄物資の数量及び品目を最新情報に変更 |
| 資料10 | 71 | 備蓄倉庫等位置図 ・「水防倉庫」「土のうステーション設置場所」を最新情報に変更 |
| 資料11 | 72 | 避難場所・指定避難道路現況図 ・「篠崎公園・江戸川緑地一帯」を最新情報に変更 ・「江戸川スポーツランド周辺一帯」を最新情報に変更 |
| 資料14 | 75 | 江戸川区防災行政無線屋外受信機設置場所一覧表 ・「 管理番号1221 下小岩第二小学校 」を削除 |
| 資料15 | 83 | 区民消火隊編成一覧表 ・「 27 小岩北口町会、32 小岩二東町会 」を削除 |
| 資料16 | 84 | 消防用貯水槽所在地一覧表 ・撤去による削除(11箇所) <u>江戸川消防署管内(100m³以上)</u> 30 松江7-16-8 <u>江戸川消防署管内(20m³以上～100m³未満)</u> 24 平井7-25-1 58 西小松川町27-13 <u>小岩消防署管内(100m³以上)</u> 44 上篠崎1-25 49 篠崎町3-2-18 <u>小岩消防署管内(40m³以上～100m³未満)</u> 11 北小岩7-2-1 33 東小岩6-1-2 40 南小岩3-7-24 50 南小岩7-8-1 86 上篠崎1-25-1 103 南篠崎1-16-6 ・所在地変更(2箇所) <u>小岩消防署管内(100m³以上)</u> 13 東小岩4-12-10 を 13 東小岩4-12-1 に変更 |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番号 | 頁 | 内容 |
|------|-----|---|
| 資料17 | 91 | <p>45 上篠崎 4-30-1 を 45 上篠崎 4-30-13 に変更 (総数 430 箇所 419 箇所)</p> <p>防災貯水槽所在地一覧表 小松川地区(4箇所追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平井 6-1(40) ・平井 6-3(40) ・平井 6-5(80) ・小松川 3-11-18(80) <p>中央地区(2箇所追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江 2-14-5(80) ・一之江 8-13-9(40) <p>葛西地区(2箇所追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東葛西 9-6-5(40) ・西瑞江 5-18-10 <p>小岩地区(1箇所追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南小岩 6-31-10(80) <p>東部地区(2箇所追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞江 2-4(80) ・南篠崎 2-37-17(40) <p>(総数 458 箇所 469 箇所)</p> |
| 資料20 | 100 | <p>ヘリコプター発着可能地点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 ヘリコプター発着可能地点一覧表の葛西水再生センターこども広場の所在地を「臨海町 1-1-2」から「臨海町 1-1-1」に変更 |
| 資料22 | 103 | <p>災害救助法早見表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「費用の限度額」や「救助期間」「備考」を最新の情報に変更 |
| 資料24 | 110 | <p>東京都の新たな被害想定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月22日 東京都防災会議資料に差し替え |
| 資料25 | 115 | <p>表層地盤のゆれやすさマップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図を更新 ・(首都直下地震等による東京の被害想定報告書(平成24年5月発行)より)を(首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月発行)より) |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正（案）概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 |
|---------------------------------------|-----|--|
| | | に変更 |
| | | 地震に関する地域危険度マップ <ul style="list-style-type: none"> ・ 図を更新 ・ (東京都震災対策条例に基づく「地震に関する地域危険度測定調査」(第8回)より)を(東京都震災対策条例に基づく「地震に関する地域危険度測定調査」(第9回)より)に変更 ・ 「災害時活動困難度」を「災害時活動困難係数」に変更 「災害時活動困難係数」とは、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさ(困難さ)を、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した指標です。 |
| 資料32 | 129 | 待避施設一覧表(外水氾濫) <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合による名称変更(4箇所) 「旧二松江小」 「旧小松川一中」 「小松川中」 「旧小松川三中」 ・ 新たに高校等を追加 |
| 資料33 | 130 | 待避施設一覧表(内水氾濫) <ul style="list-style-type: none"> ・ ABC区分を最新の情報に更新 ・ 新たに高校等を追加 |
| 資料40 | 140 | 注意報・警報の種類及び発表基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 霜の説明 「4月10日～5月15日 最低気温2以下」を「晩霜期 最低気温2以下」に変更 |
| 資料44 | 144 | 要配慮者利用施設一覧表を最新の情報に更新 |
| 資料45 | 162 | 重要水防箇所及び水防上注意を要する箇所(東京都水防計画より) <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都水防計画の改定により「重要水防箇所」「水防上注意を要する箇所」を最新情報に変更 |
| 【災害時協力協定】 協定内容別 災害時協力 協定等一覧表 | 169 | 協定内容別 災害時協力協定等一覧表、協定書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に締結した協力協定(34協定) 【物資】 <u>アスクール㈱(応急物資の優先供給等)</u> <u>コーナン商事㈱(応急物資の優先供給等)</u> <u>㈱セイエイドーKVSコーポレーション(段ボールベッド等の優先供給)</u> |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 |
|-----|---|--|
| | | <p>【復旧活動】</p> <p><u>大藤興業(株)(復旧作業 以下同)、(株)ナンセイ・(有)コンストラクション</u> <u>佐藤興業、協和工業(株)、(有)東松建設、(有)トーシン</u></p> <p>【輸送】</p> <p><u>佐川急便(株)(物流業務等)、東京福山通運(株)(物流業務等)東京都交通局・</u> <u>(株)はとバス(バスによる緊急輸送業務)</u></p> <p>【施設】</p> <p><u>南小岩六丁目地区市街地再開発組合(一時滞在施設等の提供)、独立行</u> <u>政法人国立青少年教育振興機構(広域避難先としての施設利用)(株)</u> <u>Wガーデン(避難施設の提供(帰宅困難者用)、車両待避場所等の提供)、</u> <u>都立城東職業能力開発センター江戸川校(避難施設の提供)</u></p> <p>【被災者支援】</p> <p><u>(株)達富(避難所等での訪問サービスの提供等)、(株)ケアギビング(避</u> <u>難所等での障害福祉サービスの提供等)、三和商事(株)・(福)江戸川区社</u> <u>会福祉協議会・(公財)えどがわボランティアセンター(一般ボランティ</u> <u>ア活動支援における人材派遣等)、ウコウコヤオ(株)(避難所等での訪問</u> <u>サービスの提供等)、ぶれいぐらんど(株)・(特非)おれんじハウス(避</u> <u>難所等での障害福祉サービスの提供等)、(株)ジェイコム東京江戸川局・</u> <u>(福)江戸川区社会福祉協議会・(公財)えどがわボランティアセンター(一</u> <u>般ボランティア活動支援における人材派遣等)、東京都・東日本高速道</u> <u>路株式会社・首都高速道路株式会社(大規模な水害時における一時的な</u> <u>施設利用等)</u></p> <p><u>「ポアプラス(株)」から「(株)スリアロプロダクツ」へ変更</u> <u>「スカイエステート(株)」から「楽天ドローン(株)」へ変更</u> <u>「都立葛西工業高等学校」から「都立葛西工科高等学校」へ変更</u> <u>「ヤフー(株)」から「LINE ヤフー(株)」へ変更</u> <u>「島村建設(株)」「丸彦渡辺建設(株)」「東亜建設」「カシワバラコーポ</u> <u>レーション(株)」を削除</u> <u>「ユアサ・フナシヨク(株)」を削除</u></p> <p>【相互支援】</p> <p><u>東京都・区市町村(相互支援)</u></p> <p>【遺体取扱】</p> <p><u>(有)瑞江セレモ(葬祭用品の供給、帰宅困難者支援)</u></p> <p style="text-align: right;">(総数 141 協定 <u>176 協定</u>)</p> |

江戸川区地域防災計画令和5年度修正(案)概要【資料編】

部・章及び頁は令和3年度の数字です

| 番 号 | 頁 | 内 容 |
|-------|--------------------|--------------------|
| 協定書 | 2 3 4 | 協定 2 0 を最新の情報に更新 |
| | 2 3 7 | 協定 2 1 を最新の情報に更新 |
| | 2 7 0 | 協定 2 9 を最新の情報に更新 |
| | 3 2 7 | 協定 5 6 を最新の情報に更新 |
| | 3 5 7 | 協定 6 9 を最新の情報に更新 |
| | 4 1 1 | 協定 1 1 4 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 2 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 3 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 4 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 5 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 6 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 7 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 8 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 4 9 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 5 0 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 5 1 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 5 2 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 5 3 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 5 4 を最新の情報に更新 |
| | | 協定 1 5 5 を最新の情報に更新 |
| | 協定 1 5 6 を最新の情報に更新 | |
| 1 4 5 | 協定 1 5 7 を最新の情報に更新 | |
| 1 4 7 | 協定 1 5 8 を最新の情報に更新 | |
| 1 5 0 | 協定 1 5 9 を最新の情報に更新 | |